

## 労働基準局

Labour Standards Bureau

働く人の安心・安全を守る、  
多様な働き方を実現する

Our Mission

我が国には、約6,000万人の労働者がいます。働く人の立場に立って、安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりを支援することが労働基準局の使命です。少子高齢化による労働力人口の減少、技術革新など、労働を取り巻く環境が大きく変化し、働く人の「働き方」に関するニーズもますます多様化する中、それぞれが多様な働き方を選択でき、その意欲・能力を最大限に発揮できるよう、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に取り組めます。

## 部局の所掌分野

## 適正な労働条件の確保

労働基準法や最低賃金法などの法令で定められた労働時間や賃金といった労働条件が守られるよう取り組んでいます。

## 労働契約のルール

労働契約に関する基本的なルールを法律で定め、不当な解雇・雇止め・労働条件の引き下げなどから労働者を保護しています。

## 賃上げに向けた支援

中小企業が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上や業務改善を行う事業主への相談支援や助成金の支給などを行っています。

## 安心・安全な職場環境

安心して安全に働くことができる環境を作るため、職場での事故や過労死の防止、メンタルヘルスの確保、病気の治療と仕事の両立支援などに取り組んでいます。

## 労災保険制度

仕事や通勤中の労働災害に遭った場合や、仕事のストレスが原因で精神障害になった場合などに、必要な補償を行っています。

## 政策紹介

## 働く人の労働条件を現場で守る

働く際の賃金や労働時間などの労働条件は、労働基準法などの法令で定められています。こうした法令を企業が遵守するために重要な役割を担っているのが、都道府県労働局、労働基準監督署及びそこで働く労働基準監督官です。

労働基準監督官は、企業を訪問して、法令の趣旨や内容を事業主にご理解いただき、遵守していただくよう丁寧に説明し、労働基準関係法令違反に対しては速やかな改善を指導しています。さらに、重大又は悪質な事案については、刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。

これらの取組が現場で適切に運用されるよう労働基準監督官などに指示を行い、また課題に応じてルールを明確化するなど、適正な労働条件が守られ、働く人が安心して暮らせる社会を実現していきます。



労働基準監督官による監督指導

## ゼロ災(労働災害ゼロ)の社会を目指して

職場でのケガなどが原因で仕事を休まれる方は、年間13万人を超えており、また命を落とされる方は、近年減少傾向にあるものの、未だ年間800人以上となっています。

長時間労働などによる「過労死」や「メンタルヘルス不調」、有害な物質による「職業がん」など、働く現場の安全と健康に関する課題は現場の数だけ無数にあります。

また近年では、高齢化を背景に、小売業や社会福祉施設を中心とした転倒災害や腰痛の発生件数の増加など、新たな課題も浮上しています。

このような労働災害を防ぎ、働く人の安全と健康を守るため、高齢化、科学技術の進展などの就労環境の変化に対応した施策に取り組んでいます。

また、労働災害が生じたときは、働く人を迅速かつ公正に保護するために必要な労災保険給付を行います。



働く現場における機械の検査

## 賃金の引上げ

賃金の上昇は、働く人の生活を豊かにするだけでなく、マクロの視点では、消費が拡大することで企業の収益が増え、それが賃金の上昇につながる、経済の好循環という恩恵ももたらします。

労働基準局では、中小企業の生産性向上に向けた業務改善助成金の支給などにより賃上げしやすい環境を整備しつつ、使用者・労働者との対話を繰り返しながら、毎年の最低賃金を決定しています。

## 病気の治療と仕事の両立支援

病気の治療を行いながら仕事をしている人は、労働人口の約3人に1人を占めています。高齢化の進行に伴い、今後病気を抱えながら働く人は更に増えることが予想されます。こうした中で、病気を治療しながら働き続けられる社会を目指して、企業の意識改革や、企業と医療機関などの関係者間での連携推進など、両立支援体制の整備やその周知に取り組んでいます。



治療と仕事の両立支援

## Hot Topics

## 「働き方改革」による長時間労働の是正

2018年に働き方改革関連法が成立し、70年ぶりの労働基準法の大改正が実現しました。働き方改革は、ワークライフバランスの実現だけでなく、企業の生産性の向上や将来の人材確保、ひいては日本の経済成長にもつながるものです。

時間外労働の上限規制などの労働時間に関する規定は、大企業では2019年4月に、中小企業では2020年4月に施行されたところです。引き続き、相談窓口でのサポート、説明会の開催や助成制度による支援などを通じて、働き方改革の推進に取り組んでいます。

## 職場の感染防止、ポストコロナを見据えた働き方の推進

職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「取組の5つのポイント」や「チェックリスト」などを作成し、それぞれの職場に応じた取組を推進しています。

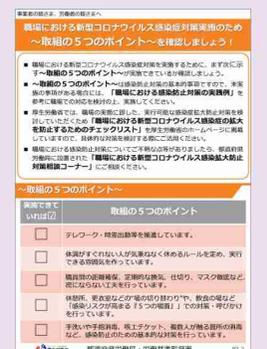
また、生産年齢人口の減少や、健康寿命の延伸などを受け、働き方の見直しによる労働力の確保は日本にとって重要な課題となっています。それに加えて、「ウィズ・ポストコロナ」の時代も見据え、副業・兼業やフリーランス、テレワークといった、多様で柔軟な働き方の推進・定着が求められています。

しかし、従来と異なる働き方を導入するためには、労働時間の管理や労働者の健康確保など、様々な課題を解消する必要があり、消極的になる企業や働く人も少なくありません。

そのため、一定のルールをわかりやすく示すガイドラインを策定するなど、企業も労働者も安心して新しい働き方を取り入れられる環境の整備を進めています。



働き方改革特設サイト



「取組の5つのポイント」のリーフレット